

令和 7 年度第 2 3 回庁議提案 **審議**・報告・その他

提出 日：令和 8 年 3 月 2 4 日

担当部・課：総務部人事課〔内線 4 0 6 4〕

① 件 名
石巻市人材育成基本方針の改訂、第 3 次石巻市人材育成基本計画及び第 6 次石巻市職員研修計画の策定について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 本市職員の人材育成については、石巻市人材育成基本方針（第 2 次改訂版）、第 2 次石巻市人材育成基本計画及び第 5 次石巻市職員研修計画に基づき推進してきた。 少子高齢化・人口減少、個人のライフプランやデジタル社会の進展等により、地方公共団体を取り巻く状況が大きく変化していることから、令和 5 年 1 2 月に総務省は「人材育成」、「職場環境の整備」や「デジタル人材の確保・育成」等を総合的に図るため、平成 9 年国指針を全面的に改正し、各地方公共団体が基本方針を改正等する際の新たな指針として、「人材育成・確保基本方針策定指針」を策定した。</p> <p>【目的】 国の指針を踏まえ、石巻市人材育成基本方針の改訂、第 3 次石巻市人材育成基本計画及び第 6 次石巻市職員研修計画の策定を行うもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号） 人材育成基本方針策定指針の改正について（令和 5 年 1 2 月 2 2 日付け総行給第 7 1 号、総行公第 1 3 0 号及び総行情第 1 1 1 号総務省大臣官房地域力創造審議官及び同省自治行政局公務員部長通知）</p> <p>【総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無】 又は 【個別計画との整合性】 第 6 章 市民の声が共鳴し市民と行政が共に創るまち 第 2 節 持続可能な行財政運営の推進</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>令和 7 年 6 月 石巻市人材育成推進委員会開催（計 4 回） ～令和 8 年 2 月 ※人事課長及び各部・各総合支所の課長補佐級の 1 2 名で組織</p>
⑤ 主な内容
<p>1 石巻市人材育成基本方針（第 3 次改訂版）</p> <p>(1) 目的 時代の変化に伴い、市民ニーズはより多様化・複雑化しており、専門的な対応能力がこれまで以上に重要となっている。 質の高い行政サービスを将来にわたり維持していくため、職員一人一人が行政課題に主体的に向き合い、市民の声を的確に把握してサービス向上に反映できるよう、計画的かつ継続的な人材育成を推進する。</p> <p>(2) 主な内容 多様化・複雑化する市民ニーズに対応し、持続可能なまちづくりを目指す上で、限られた経営資源を有効に活用する事業の「選択と集中」は、これからの行政運営において避けて通れない重要課題となっている。 この課題を解決するため、石巻市人材育成基本方針（第 2 次改訂版）で具現化した「求められる職員像」に加え、新たに職階ごとの「必要となる主な能力」を明示する。 人材育成施策の展開に当たっては、「求められる職員像」の実現を目指し、「意欲と能力を高める職員研修の推進」、「能力を高め発揮できる職場風土の醸成」及び「意欲と能力を引き出す人事管理」の 3 つを方向性として掲げる。</p>

2 第3次石巻市人材育成基本計画

(1) 目的

多様化・複雑化する市民ニーズやDX推進への対応に加え、職員のキャリアへの不安を解消し、ウェルビーイングを向上させる必要がある。職員一人一人が意欲を持ち、能力を最大限発揮できる環境を整え、持続可能な行政運営を担う人材育成を推進する。

(2) 計画期間

令和8年度から令和12年度まで（5年間）

(3) 人材育成ビジョン（目指す姿）

「石巻市に求められる行政運営」の実現に向けた職員の育成

	指 標	現 状 値	5年後の目標値
KGI	人材育成基本方針に定める「求められる役割を理解し、業務を遂行している」割合	77%	80%
KPI	研修受講率	93%	95%
	研修受講者の理解度（人事課主催）	65.2%	80%
	1人当たりの年間時間外勤務時間	142.7時間	117時間
	男性職員の育児休業の取得割合（1週間以上）	50%	85%
	年次有給休暇取得率（年5日以上）	91.5%	100%
	人事評価結果の給与等への反映	2回	2回
	管理的地位にある職員に占める女性職員の割合	29.6%	30%

3 第6次石巻市職員研修計画

(1) 目的

石巻市人材育成基本方針（第3次改訂版）及び第3次石巻市人材育成基本計画に基づき実施する研修についての具体の計画を示し、計画的かつ実行的な人材育成を推進する。

(2) 計画期間

令和8年度から令和12年度まで（5年間）

(3) 重点項目

- ・新規採用職員の重点的な育成【継続】
- ・DXを推進する人材の育成【新規】
- ・メンタルヘルスケアの充実【新規】
- ・マネジメント能力の向上【再編】
- ・キャリア形成の支援【新規】

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

「石巻市に求められる行政運営」の実現に向けた職員の育成により、職員一人一人が時代の変化に対応できる力を身につけ、持続可能な魅力あるまちづくりの推進が期待される。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

県内実施自治体 ※抜粋

自治体名	人材育成基本方針名
仙台市	仙台市人材育成基本方針（令和2年度改定版）
塩竈市	塩竈市人材育成・確保基本方針（令和7年3月）
気仙沼市	気仙沼市人材育成基本方針（令和5年8月）
登米市	登米市人材育成基本方針
大崎市	大崎市人材育成基本方針（令和2年9月改訂版）

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和8年3月 石巻市人材育成基本方針（第3次改訂版）、第3次石巻市人材育成基本計画、第6次石巻市職員研修計画 策定

⑨ その他

